

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（火）までに消防署に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単位自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは消防署でお渡します。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> ^{※1} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合 ※旭区内には重点対策地域はございません。	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、下記消防署担当者へご連絡ください。

【お問い合わせ先】
旭消防署総務・予防課予防係
担当 藤井・辻
電話/FAX 045-951-0119

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ()

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別 初期消火箱、 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容 新規設置、 更新設置、 一部更新設置

3 整備費用総額 _____ 円

4 設置場所
_____ 区

5 設置場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近____mに消火栓あり）
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

6 申請理由

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具設置位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し